○経済産業省令第三十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十二条第一項の規定に基づき、電気事業託送供給等収支計算規則の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令

電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に点線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
様式第１（第２条関係） 第11表 ［略］ （記載注意） 1.　次に掲げる事項について、脚注として記載すること。 (1)～(4)　［略］ (5)　インバランスに係る債権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額 2.　［略］	**様式第１**（第２条関係） 第11表 ［略］ （記載注意） 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。 1～4　［略］ ［新設］ 5　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気事業託送供給等収支計算規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る一般送配電事業者の業務その他変電、送電及び配電に係る業務に関する会計の整理について適用する。

○経済産業省令第三十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（再生可能エネルギー発電設備の区分等） **第三条**　法第三条第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。 一～四　［略］ 五　風力を電気に変換する設備（以下「風力発電設備」という。）であって、その出力が二百五十キロワット未満のもの（第六号から第八号までに掲げるものを除く。） 五の二　風力発電設備であって、その出力が二百五十キロワット以上のもの（次号から第八号までに掲げるものを除く。） 六～三十　［略］	（再生可能エネルギー発電設備の区分等） **第三条**　法第三条第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。 一～四　［略］ 五　風力を電気に変換する設備（以下「風力発電設備」という。）（次号から第八号までに掲げるものを除く。） ［新設］ 六～三十　［略］